

議案第33号

読谷村手数料徴収条例の一部を改正する条例

読谷村手数料徴収条例（平成12年読谷村条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

住民票又は戸籍附票の写しの交付手数料	1 件につき	300円
住民票の記載事項証明手数料	1 件につき	300円

」を

「

戸籍附票の写しの交付手数料	1 件につき	300円
住民票の写しの交付又は住民票の記載事項証明手数料	1 件につき	300円（多機能端末機（村の電子計算機と電気通信回路で接続された端末機で、当該端末機の操作により、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下この表において同じ。）による交付の場合は、1 件につき200円）

」に、

「

印鑑登録証明手数料	1 件につき	300円
-----------	--------	------

」を

「

印鑑登録証明手数料	1 件につき	300円（多機能端末機による交付の場合は、1 件につき200円）
-----------	--------	----------------------------------

」に、

「

諸税及び公課に関する証明手数料	1 件につき	300円
-----------------	--------	------

」を

「

諸税及び公課に関する証明手数料	1 件につき	300円（多機能端末機により交付することができる所得証明書及び課税証明書の場合は、1 件につき200円）
-----------------	--------	--

」に

改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

令和8年6月9日提出

読谷村長 伊 波 篤